市報

No. 210

昭和42年7月1日発行
昭和35年6月21日
第三種郵便物認可
毎月1日1回発行

焼津市新屋63
発行所　焼津市役所
編集兼発行人　萩原　始
印刷　シブヤ印刷工芸社

整地工事完了間近かな建設地

四階建でデラックスな施設

保養センター建設に着手

◇　古跡ガ丘の開発事業は、昭和四十年以来、延三カ年の歳月を経過いたしましたが、この開発工事は今や急ピッチで、◇
◇　進み、今月には保養センター建設工事の着工の運びとなりました。そこで今月はこの進出する「簡易保険焼津保養セ　◇
◇　ンター」について紹介いたしましょう。

保養センターが建設される古跡ガ丘台地は、東益津浜当目地区内にあり、国道一五〇号線の西側、大崩会館の手前で、通称「見晴し台」と呼ばれる附近一帯にあります。

昭和四十一年度に簡易保険郵便年金福祉事業団で、約一万平方米を買収して、海抜六十米附近で整地し、約六千六百平方米の敷地を造成し、この台地に「簡易保険郵便年金福祉事業団の簡易保険焼津保養センター」を建設しようとするものです。

この場所は、東に駿河湾をのぞみ、遠く伊豆の連山がかすみ、南から西にかけては志太平野が開けて眺望に恵まれた絶好の地にあります。

市では長谷川市長就任以来、この地域の将来性に着眼して、ここを県中部の観光開発の拠点とするために国の施設の誘致を図ってまいりました。

国において昭和四十年七月以来数回の現地視察や実地調査を重ねて、その年の十一月候補地の正式な決定を受けて、いよいよ計画が具体化しました。

しかしながら計画推進がための用地買収が難行し、その後計画の変更を行ない、現在の土地に建設が決定したものであります。

そこで市においては総工費約九千万円を投じて、巾員五、五米延長約七百米の古跡ガ丘台地への取合道路を建設し、このほど完成を見ました。

この道路は近く舗装される予定で、センター開館後は定期バスが運行されることとなっており、交通安全施設を備えた立派な道路となりましょう。

この古跡ガ丘開発の用地買収に関係した地主の方は七十人余りでこれら関係者の深い理解と協力に対して敬意を表する次第であります。

一方福祉事業団においては、詳細な実施測量を行ない、建物の基定され設計されております。

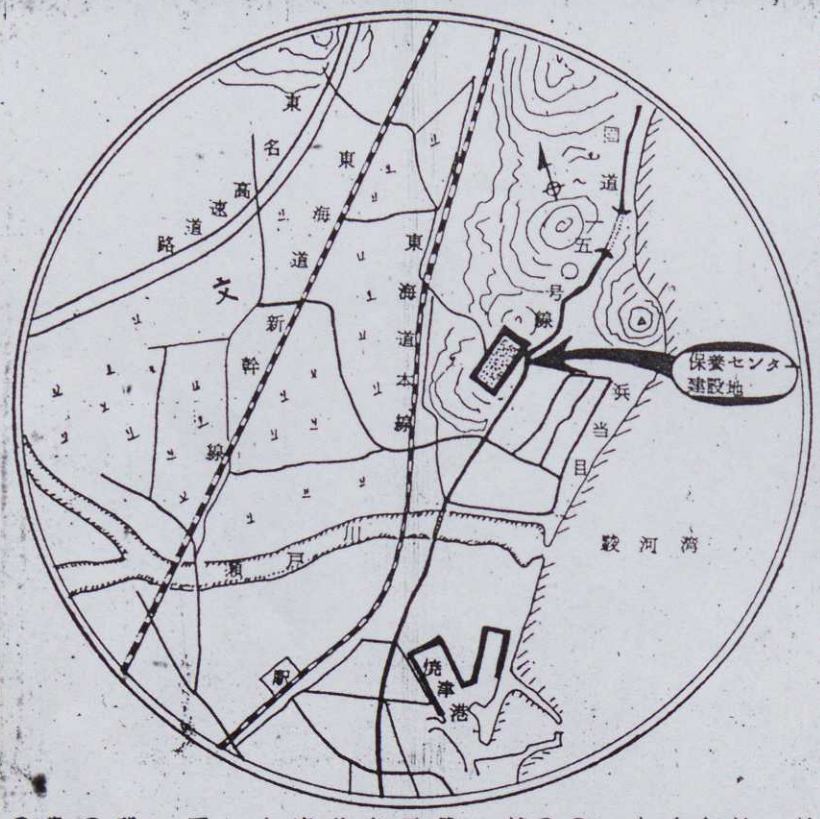

近代都市づくりの拠点

立地条件のよい東益津

保養センターが開館されますと事業団はもちろん、全国の郵便局の窓口を通じて「簡易保険焼津保養センター」が全国の津々浦々まで紹介されますので、各地から焼津を訪れる人が増加して、新しい焼津を認識していただくことになり、この面からみても大きな意義があるといえましょう。

この簡易保険焼津保養センターが建設されることは、焼津が広く全国に紹介され、新しい焼津が多くの人々に認識される利点のほかもう一つ大きな意義があります。

それは今まで眠っていた焼津市の観光資源が認識され、拠点開発の第一歩を踏み出したということがいえましょう。

東益津地区は焼津駅から五分、静岡から約二十分、東京からでも二時間という距離にあり東名高速自動車道路の焼津インターチェンジからの利便もよく交通の利に恵まれていることが先づ第一の利点といえましょう。

第二点としては、風光に恵まれていることがあげられます。

まず大崩海岸の絶景と遠くにそびゆる麗峰富士をのぞみ得る景勝の地で冬暖く夏は海面を渡る南風をうけて涼しく、涼感はまた格別の地で、これらは都会人の大きな魅力となるでしょう。

第三点といたしましては、海、山の産物が豊富で食料品の清鮮豊富なことであります。

海産物は、東洋の焼津港あり、山にはみかん、志太平野からは新鮮な野菜とこれらの面においても地の利に恵まれていることであります。

こうした多くの特徴を兼備しながら、今まで埋もれていたことはいろいろな面でのへい害があったにせよ、ほんとうに惜しいことだったと思います。

今度の保養センター建設が、この地域の開発の拠点として、力強く第一歩を踏み出したことは大きな意義と期待が寄せられます。

焼津市が古い形の都市造りから新時代の都市としての都市形態を変えるための構造改革を推進する意味からも、これを拠点とし将来の発展を期待するものです。

（写真説明）
保養センター建設地を北側当目山からのぞむ

本設計を昭和四十一年度中に完成して今月の初旬に入札して、起工式を行なった後着工の運びとなります。

建物は山頂に保養センター本館と、職員宿舎二棟が建てられます

また従業員の宿舎が山の下に五戸建てられ、総工費は約一億七千万円が費やされます。

本館は鉄筋コンクリート造りの四階建で延面積三千平方米で、冷暖房完備の近代的な建物です。

各階に、客室、浴室、娯楽室等を備えて、保養センターとしては日本一のデラックスな施設で完備されます。

この施設を利用できる人は簡易生命保険加入者はもちろんのことと広く一般の人々も利用できます。

利用者はおおむね一日日帰り客で二百人、宿泊客で八十人程度が予定されます。

議会の動き

◉総務委員会（六月九日）

①「健康保険などの保険料値上げ反対に関する意見書の継続審査」

この法律案は、現在国会において審議されていますが、社会保険審議会ならびに社会保障制度審議会においても、この答申において暫定的な時限立法として、早急に抜本対策をたてるよう強く主張しており、やむを得ない措置として、当意見書は否決することに決定しました。

②「市税条例の一部改正について」

地方税法の一部が改正されたことに伴う市税条例の一部改正について、税務課長から説明を聞き、これを承認しました。

◉経済文教委員協議会（六月十三日）

①「農業共済事業移譲要望について」

去る五月二十九日、当市農業共済組合長長谷川金次郎氏ほかから志太地域においては、藤枝市、島田市は昭和三十七年以降に、さらに岡部町も本年十月を目途に、移譲の話が進んでいる現状であり、また二市二町の合併が研究調査されているので、この際農業共済事業を市農政の一環として受け入れたい旨の要望がありましたので、協議した結果、さらに調査研究の必要がありますので、継続審査とすることに決定しました。

②「危険校舎の改築について」

当局から東益津小学校の改築計画について報告があり、協議の結果、説明を承認すると共に改築計画の推進に誠意努力し、早期に地元の要望を満たすよう要望した。

③「その他」

●大井川用水事業の拡張計画について。

●和田小、中学校プール建設について

●教職員の宿日直の廃止について

●厚生委員と市立病院職員懇談会（六月八日）

病院長ほか各医長、婦長、事務局長などと厚生委員が、病院の経営状況の検討をすると共に医師、看護婦の勤務の実態などについて懇談した。

◉広域都市調査特別委員会（六月十二日）

委員の職務の統一を図るため現在に至る経過を中心に討議研究しました。

◉受理した陳情書

①「吉津、石脇（御殿道路）バス道路建設について」

五月二十九日高崎総代佐竹勇吉ほかから、この道路の拡巾工事は、東名高速道路その他の関係で遅れていますが、完成の暁には循環バスが約束され、また高崎地区地すべり地域対策事業にもつながる重要な意義をもっていますので、高速道路地区を除く山地区の拡巾工事を直ちに施行してほしい。

②「小川中学校周辺道路の舗装工事方陳情」

六月三日第二十一区長高橋辰吉ほかから、小川中学校周辺の道路は、交通量が激しいため、路面の破損は甚しいので、至急現地調査の上、舗装ならびに側壁工事を施工してほしい。

③「国道一五〇号線と県道鍋ケ島小川線の交叉点の県道沿い水路を暗渠にされたい陳情」

六月六日第二十一区長高橋辰吉ほかから、同カ所は常に交通麻痺を起こしていますが近々信号機が設置されることになっておりますが、県道側が狭隘のため、ますます交通麻痺が心配されますので、早急に大型車輌通行可能な、暗渠を設置してほしい。

④「花沢川側壁整備方陳情」

六月九日第二十九区長小池栄一ほかから、当目橋信号機から上流御見橋間は、東名高速道路資材運搬用大型ダンプのひんぱんな交通により、花沢川側壁が崩壊し、学童ならびに農作業のための交通が困難となっておりますので、速かに舗装整備して、路面の有効巾員の増大をしていただきたい。

五本の柱を中心にして
建全財政で十二億の予算を消化
（財政事情の公表）

◇　市政を推進するためにはお金が必要なことはいうまでもありませんが、このお金の大半はみなさんの尊い税金によりまかなわれており、その税金がどのように使われているか、また使われたかをお知らせするのが「財政事情の公表」であります。今月は四十一年度の下半期の財政事情公表を中心にして記してみました。　◇

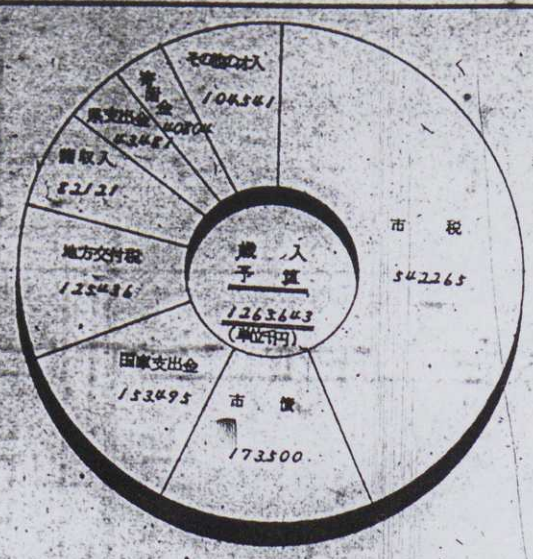

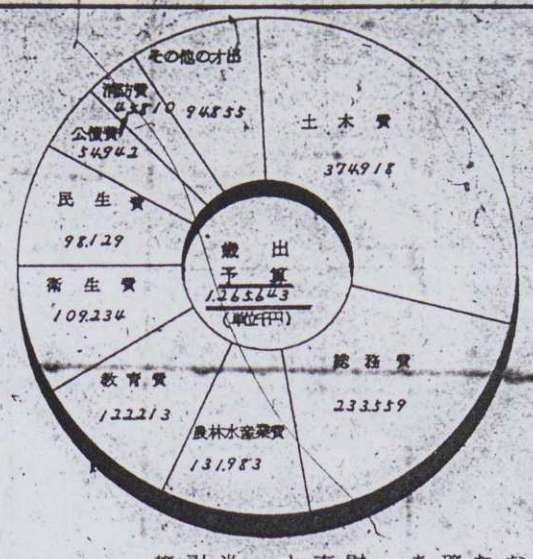

（市民センターの財政計画）　（単位千円）

全体計画 内容		金額	年度割 昭和41年度	年度割 昭和42年度
建設費	消耗品費（建築証紙）	15	15	0
	委託料（設計料等）	7.175	4.500	2.675
	使用料及び賃借料（借上料）	476	150	326
	工事請負費	214.334	29.000	185.334
	備品費、（計器等）	5.000		5.000
	計	227.000	33.665	193.335
財源	市債	130.000	10.000	120.000
	積立金とりくずし	61.350		61.350
	一般財源	35.650	23.665	11.985
	計	227.000	33.665	193.335

昭和四十一年度の予算には次の五点を重点方針として編成し、執行してきました。

一、財政再建の完了
二、市民センターの建設
三、都市の整備と産業基盤の整備
四、生活環境の整備
五、教育施設の整備

（財政の再建を完了しました。）

昭和三十三年度末において学校建設、消防施設、病院建設などの過大投資により、赤字財政となりその累積額は三億九千余万円を超え、当時の人口六万七千人、財政規模四億五千万円で地方自治体といたしましては、非常に模大なものでその前途は大変に心配されたものであります。

そして昭和三十四年七月には地方財政再建促進特別措置法の適用団体の指定を受けて以来、市財政の再検討と財政構造の健全化に努め、将来の市の進展をめざして積極的に赤字解消に努力してまいりました。

この結果、昭和四十年度決算において財政再建が完了いたしましたが、このことは真の地方自治の確立のため、誠に意義深いものであります。

今後は今までの焼津市の歩んだ財政再建の教訓を財政運営の基本方針として、焼津市の発展の基礎といたしたいと存じます。

なお財政再建完了により、再建当初約束した固定資産税の税率の引き下げは昭和四十二年度から実施しております。

（市民のよりどころ　市民センター建設に着手）

財政再建完了後の新生焼津市の、市民のよりどころとなる市民センターの建設は市民の長年の願いでありましたが、昭和四十一年度より二カ年の継続事業で総工費二億二千七百万円で着工いたしましたが、市民センターの建設に伴う財政計画について申し上げます。

なお施設の面では福祉事務所の建設に昭和四十一年度に計画し、この所要経費として二千万円を計上し、目下商工会議所の事務所と併せて工事を進めております。

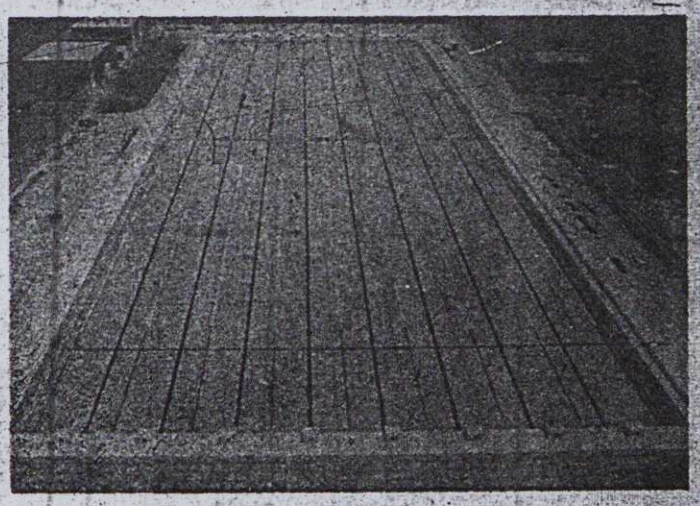

あらゆる角度から
進められた土木行政

（都市機能の整備と産業基盤の整備を図りました）

昭和四十年度に引き続き重点的に取り上げたもので、都市の体質改善、産業振興のための基盤整備と、主として道路の整備を促進してまいりました。

その主なものは、東名高速道路への乗り入れ道路の建設促進で、東名高速道路は昭和四十三年度供用開始を目途に目下道路公団において鋭意工事中でありますが、八楠地内に設置されるインターチェンジとの取り合い道路（焼津停車場、広幅線の工事の促進を図ると共に都市改造駅裏工区、並びに宅地造成駅北工区の事業を促進してこの区域内を通過する乗り入れ道路の建設を図ってまいりました。

この乗り入れ道路と連絡する市道も積極的に整備いたしました。

道路の新設改良工事は舗装を含めて石津港線ほか二十六路線の多くに達して、工事費は四千四百五拾余万円を以って行い、市道延長は実に六十一万米、舗装率は四、五％となりました。

このほか古跡ケ丘開発のための取付道路工事を五千二百五十万円をもって施行し昭和四十一年度末には完成の運びとなりました。

また市内道路の基幹と云うべき国道、県道の整備も昭和四十一年度は総額三千六百八十万円の工費をもって、国道一五〇号線の改築舗装を始めとし、県道の改良舗装が行なわれ、その工事に伴って六百三十七万円の地元負担金を支出いたしました。

橋梁については従来の木橋を漸次永久橋に架橋しており昨年度は坂本と八楠地区を結ぶ朝比奈川に永久橋、高草橋を架橋したのを始めとし三橋を工費一千七百万円をもって執行いたしました。

昨年台風二十六号で被害を被りました笑子橋の災害復旧工事も四

（生活環境の整備を促進いたしました）

生活環境の整備は、都市機能の整備、産業基盤の整備と相まって近代都市建設の柱であります。

継続事業として実施してまいりました焼却能力日量四十トンに及ぶ新鋭焼却場が四十一年度に二千五百万円をもって完成し、市内の清掃事業を充実させました。

また夏、冬の二回にわたってそ族一斉駆除を実施し蚊とハエのいない明るい街、街生都市の建設に努めてまいりました。

一方国の施策と相まって、一世帯一住宅のスローガンをもとに本市におきましても、昭和四十一年度に二十四戸の住宅を建設して市営住宅は百四十五戸を数えるにいたりました。

（教育施設の整備を促進いたしました）

次の世代を荷なう青少年の体位向上を図るため、大村中学校北側に五十米の公認プールを工費一千四百万円で建設いたしました。

また小、中学校の生徒児童の体位向上によりその使用する机、椅子を更新すべく計画して昭和四十一年度末において小学校は六年生中学校は三年生の全員に新規格の机、椅子を配置いたしました。

以上が重点施策に基づく、昭和四十一年度の才出予算のあらましでありますが、これを経費的にみますと、投資的経費は四八、二％消費的経費は四三％、公債費四、四％でほかはその他となっております。

一方これらの経費を賄う財源は市税が四二、九％、市債が一三、七％、国県支出金が一五、五％地方交付税九、九％などが主なものであります。

市税は住宅一人当り六、七九九円、一世帯当り三一、三三六円の負担となっております。

大村中北側に公認50メートルプール

暑中お見舞申し上げます

昭和四十二年盛夏

焼津市長　谷川正孝

一五〇号線も駐車禁止

◎国道一五〇号線も駐車禁止となりましたので注意いたしましょう

◆駐車禁止

◎一五〇線＝瀬戸川から小川巻田地蔵

◎昭和通り＝市役所前を除く

新屋四叉路から綿作まで

◎市役所横＝住友生命から赤万

◎元焼津信号機より南北各五十米

◆一方通行

◎昭和通り　南進のみ

◎浅草通り　北進のみ

◆大型車通行禁止

◎田辺電機から塩津高草冷凍前の道路

◆追越禁止

◎大崩れ全域　一五〇号線

くわしくは　警察署交通課へ

なお先月号で「水校通り北進のみ」とありましたが誤りでしたので訂正いたします。

お知らせコーナー

心配ごと相談日
今月は10日と25日に

当日は無料ですから、是非気軽にご来談ください。

時間　10：00～15：00

場所　新屋アミダ寺

くわしくは　福祉事務所へ

犬の放し飼いは危険ですからやめましょう

二ツの明るい話題

ライオンズ天野さんが街づくりのため

ライオンズが庭園灯を

焼津ライオンズクラブ（八木会長）では、去月二十四日焼津漁業協同組合ホールでチャーターナイト一週年記念の会を開きました。

この会に先だち、記念として焼津神社横の公園に美しい庭園灯を、さらに街の玄関口である焼津駅前に市の花「サツキ」を植樹され大変に喜こばれております。

写真説明（市の都市計画課長に記念の日に目録を贈る八木会長）

天野さんが一〇〇万円を

市内小川一八〇〇番地の四、天野はなさんは昨年四月十八日、社会福祉のため現金一〇〇万円を市に寄附されました。

市では寄附金のご意志を尊重し、去る四日「市民総ぐるみの献血」をめざして献血推進委員会が発足し、組織作りと献血実施計画をねっておりましたが、第一回の献血は去る六月十日、第一区（鰯ケ島）で行ないました。

当日は午後一時から青藍遊園地に日赤の献血自動車が来て、午後五時まで行ないました。

同地区の献血目標数は九十六人ですが、この日の参加者一〇六人中、九十六人が献血してくださいまして、献血率一〇〇％というよい成績でした。

このように好成績をあげ得ましたことは、地区のみなさんが献血の必要性をよく理解し、協力されたことによるものですが、区長、総代、組長さんなどのご努力が実を結んだものといえましょう。

好成績を上げた鰯ケ島地区の献血

（写真は社会福祉のため一〇〇万円を寄附された天野はなさん）

七月八日は第三区のみなさん、八月二十六日は第二区のみなさんに献血していただくことにそれぞれ決定し、すでに目標を上まわる申し込みをいただいており「市民の生命は市民の血液で守ろう」という血液自給の体制に向かって前進をはじめました。

犯罪のない「安心した生活」を

社会を明るくする運動

当市社会福祉事業基金条例を制定して、適切な使途を講ずることにしましたが、今回、国においても天野さんに紺綬褒章を贈り、その行為をたたえることになり、去る五月二十七日、市長から伝達いたしました。

天野はなさんは、惜しくも昨年十二月故人となられましたので、その伝達はご遺族に対してなされました。

わたしたちの生活する社会で、犯罪の防止とか予防とかいうことをしばしば耳にいたしますが、その方法や種類にはいろいろあります。

しかし、それだけでは犯罪はいつまでたっても、減ることにはならないであろうと思われます。

犯罪者にも良心があり、三分の魂があります。

本人の良心の欠かんとか、その生活の混乱からついに犯罪者になってしまうのです。

犯罪者を改善していくためには本人にわれあやまりてという良心をかきたて、どんな誘惑にも、どんな困難なことにもうちかってゆこうとする気持を励ましつつ、その心身の欠かんとか、その生活の混乱をなおしていくことが最もたいせつなことであります。

これが犯罪予防の生活を守る最も進んだよい方法であり、このような仕事を保護観察といいます。

保護観察の仕事を所管しているのは、本県では静岡保護観察所というところですが、実際にそれを行なっているのは市から選出され法務大臣からみなさんの代表として、犯罪者を更生させる使命をおわされている保護士です。

犯罪におちいった原因をあらゆる角度から調査して、その原因をつきとめ、さらに更生させる力となる長所をみいだし、再び犯罪におちいらないような人間をつくりなおすために努力しています。

保護司の扱う保護観察の対象の多くのものは、いずれもその地域社会に生活しているうちに、犯罪をおかすに至ったものですから、保護司は国の仕事をしているようにみえますが、ほんとうは直接市に関係のある人、市民を取り扱うのです。

この仕事がいかに重要なものであるかをよくご理解いただき、保護司の活動が容易にできるようにいろいろな方法でご協力をねがって、はじめて犯罪のない明るい住みよい街が、着実に建設されることとなります。

伝染病発生の防止は自分で注意しましょう

本年も伝染病発生の季節となり、当市でもすでに数名の赤痢患者が発生しております。

みなさんは十分注意していることと思いますが、次のことには特に気をつけて、伝染病発生を防止してください。

◉赤痢、腸チフス
○ハエ、ゴキブリ、ネズミの駆除を強力に進めること。
○外から帰ったとき、食事準備前、用便後は必ず手洗いを励行すること。
○生水、生物はつとめて飲食しないこと。
○冷蔵庫であっても、水く食物入れておくといたみやすいので十分注意すること。
○寝冷えをしないよう注意すること。
○下水溝などを清掃し、蚊の撲滅につとめること。
○日中炎天下に無帽で外出しないこと。

◉日本脳炎
○高熱、意識障害、麻痺などの症状のあるときは、ただちに医師の診断を受けること。

市民相談室

突然家出した夫を「戸籍から除きたい」

【問】
私は四十二才で、十四才と十一才の男の子がありますが、九年前主人が突然家出をしてしまいました。当時、必死になって心当たりを探しましたが、全然わかりません。

現在までどうやら暮してきましたが、子どもたちにも私の苦労を察してか、長男は中学を卒業して就職をするといっており、ますます。いづれにしても、この機会に主人の戸籍面をなおしておきたいと思いますが、どんなものでしょうか。

【答】
ご主人が家出されてからの九年間、ほんとうに長い間ご苦労の連続だったことをお察ししますが、ところで、ご主人の戸籍をなおすということのお気持は、離婚を求めることが、あるいは失踪宣言によって戸籍から除くことを意味するのか明らかではありませんが夫婦の一方が長期間行方不明となり、生死もわからないという場合は、その夫婦関係はすでに婚姻の実体を失ったとみるべきでしょう。

そこで民法は「配偶者の生死が三年以上明らかでないとき」を離婚原因としております。

生死不明の原因がその者の責によるかどうかは問いません。

したがって、妻であるあなたは次の条項によって離婚を求めることができます。

もっとも、生死不明と入えるためには、単に音信が途絶えたというだけでは足りませんから警察署に捜索願を出したが、無為に帰したというようなことが必要です。なお生死不明を理由とするほか、夫が妻子に対する扶養義務を怠っているともみられますから、「悪意の遺棄による」離婚も可能と考えられます。

かりにご主人の生死不明の状態が三年に満たないときでも、場合によっては「婚姻を継続しがたい重大な事由」によって、離婚を求めることもできると思います。

次に配偶者の生死不明の状態が七年間（普通失踪の場合）継続したときは、家庭裁判所に失踪宣言の申し立てをすることができます。失踪宣言を受けた者は、死亡したものとみなされますから、婚姻関係は離婚判決を待つことなく、当然に解消することになります。

いづれの方法をとられるにしても、今後のことも含め、親戚の方々ともよくご相談のうえ決められることを望みます。

利用状況（五月分）

△企画課	一件
△税務課	二件
△公衆衛生課	一件
△建設課	一件
△都市計画課	一件
△福祉事務所	三件
△その他	三〇件
△合計	三九件

処理状況

△解決	三七件
△考究	二件
△合計	三九件

古文書を借して下さい

市誌執筆委員決まる

市制施行十五周年記念事業の一つとして「焼津市誌下巻」の発行を企画しておりましたが、このたび執筆委員などが決まりました。

何百年も前のことについては、文献などによることになりますが、みなさんの家にある古文書や遺物などは、郷土史を編集するに重要な資料となります。

そこでみなさんにお願いしたいことは、上巻におさめた以外の昔の郷土の自然環境、起源、政治、経済、教育、宗教、風俗、生活などの資料がありましたらお借りしたいのです。

なお「こんなものがあるが参考になるかしら」と思われるものでも、進んでお知らせください。お借りしたものは、委員長名の借用書を入れ、汚損することなく期日までには必ずお返しいたします。

連絡先は、次のいづれかにお願いいたします。

◉執筆委員（敬称略）

委員長　焼津市収入役北山宏朗　電焼⑧八一一
委員　静岡県美学園教諭松村　駿四郎電③七五四四
委員　焼津高校教諭増井義巳　電焼⑧七二三五
委員　中央高校教諭中村羊一郎　電焼⑧八〇〇〇
委員　焼津西小学校教諭片山　富士夫電焼④三〇六四
◉事務局（焼津図書館内電⑧二三三四）
◉協力員
焼津教育委員会増田重左衛門　電焼⑧三九三一
豊田選挙管理委員会大石利夫電焼⑧八一一一
小川教育委員会小柳津正明　電焼⑧三九三一
東益津福祉事務所吉松総　電焼⑧八一一一
大富総務課古井和夫　電焼⑧八一一一
和田総務課横田英太郎　電焼⑧七四〇七
嘱託　阿井界一　電焼⑧三〇九三

人口動態（5月31日現在）

			男	女	計
男	39.322人	出生	68人	65人	133人
女	40.646人	死亡	26人	24人	50人
計	79.968人	死産	6人	6人	12人
世帯数	17.463戸				（不詳2）

たばこは市内のたばこ店で

お知らせコーナー

15日は指定交通安全日です。

今月の目標
自転車の交通事故をなくしましょう。

焼津市交通安全対策協議会

青峯プール開設

なお市内の小、中学校で使用いたしますので、一般の人々の利用できるのは
3日～22日までの土曜日の午后と日曜日
23日～31日までの午前9時～午后7時まで
くわしくは
教育委員会へ　⑧－3931
なお、ことしから小川の乙女ケ丘海水浴場は漁港修築工事のため、水泳禁止となりました。

移転就職者に宿舎があります

藤枝市藤岡団地に移転就職者の宿舎が完成し入居申し込みをしています
◎資格
(1) 焼津市公共安定所管内以外のところから移転してきた人で3年以内の人
(2) 職安の紹介で転職された人で勤め先が焼津公共職業安定所管内であること
(3) 家族持ちであること
くわしくは **職業安定所へ**
TEL ⑥ 5155

気軽るに……交通相談所の利用を

◉ 県交通安全協会
毎週　金曜日　13.00～16.00
静岡市追手町10－80　弁護士会館内

◉ 無料相談
毎月第一第三木曜日　13.00～17.00
静岡市音羽町　静岡中央自家用組合

◉ 市役所の交通相談所
毎日（休日祭日を除く）
市役所総務課内　TEL⑧－8111
⑧－7407

国民年金の最終列車

乗り遅れると大変です

国民年金の掛金が開始されてから六年を経過しました。

国民年金には、明治四十四年四月二日以降に生まれた満二十才以上の人のうち、会社などの厚生年金、官公庁などの共済組合、漁船などの船員保険などの公的年金に加入している人と、その配偶者を除いて、強制的に加入して保険料を納めなければならないことになっています。

国民年金受給の資格期間は、原則として二十五年となっていますが、発足当時の年令の関係で、明治四十四年四月二日から昭和五年四月一日までに生まれた人には、それぞれ十年から二十四年の資格期間が定められています。

この資格期間を満たすためには昭和六年四月一日以前に生まれた人は、昭和四十年度へさかのぼって、保険料を納付しなければならないことになります。

国民年金の保険料は、二年以上さかのぼって納めることができないことになっていますので、二年を経過した保険料は、期限切れのため投ることができなくなります

国民年金に加入しなければならない人で、まだ加入していない人は、急いで加入手続きをとってください。

特に昭和六年四月一日以前に生まれた人は、七月末日までに加入手続きを終わるとともに、昭和四十年度分の保険料を納めていただかなければなりません。

これが国民年金の受給資格をとるための最終列車です。

これに乗り遅れると、生涯国民年金の恩恵に浴することができなくなりますから、くれぐれも自分自身の立場や年令を再確認し、国民年金の受給資格を確かめてください。

また、国民年金に加入していても、保険料を滞納していると、資格を失うことになりますから、充分注意してください。

国民年金には、他の年金にはない保険料の免除制度があり、また一度に多額の保険料を納めるのが困難な人には、分納の方法もありますから、国民年金係へ相談においでください。

その他国民年金についてのご不明なことは、市役所福祉事務所国民年金係へお問い合わせください

きれいな街にしよう

いけないゴミの不法投棄

当市環境衛生自治推進協議会は去る五月二十五日に清水銀行会議室において、当市婦人会の方々と環境衛生面について、当面問題になっている諸点につき話し合い、婦人の協力を求め、街の美化運動を強力に押し進めるよう、申し合せました。なお、申し合せ事項は次のとおりです。

①危険物収集に対する協力方について

②中小河川にゴミおよび危険物を不法投棄しないこと

③ゴミの取扱いについて

④環自協であっせんしている薬剤購入について、婦人会も協力してくだされるよう要望

◆環自協の最近の事業活動

①五月十三日第一区、第二十二区環自協をはじめ、地元消防団員婦人会による蜊ケ島南浜海岸の清掃

②五月十四日、第二十八区環自協が消防団員の協力で、瀬戸川左岸に不法投棄されたゴミの焼却

③五月二十一日、第九、十一、十二区環自協をはじめ、消防団員および地元の人たちが、瀬戸川右岸に不法投棄されたゴミの焼却

市内に流れる瀬戸川、朝比奈川の大河川堤および中小河川に心ない市民のゴミ、空カンなどの不法投棄が絶えません。

当市環自協では、地元の人たちおよび消防団員の善意の協力により、これを焼却しています。

みなさんも、協力してください。

不法投棄はやめましょう。

なお島田土木事務所では、毎年瀬戸川堤防に、ゴミなどの不法投棄ができないようさくを設けていますが、心ない人のために取りはすされるのが実状です。

どのような不心得者を発見した時は、直ちに市公衆衛生課または警察署に通報してください。

☆　☆　☆

病院だより

四ツのお知らせ

婦人科医長に福田医師

市立病院の産婦人科は、四月末に医長が退職し、その後臨時の医師が診療にたずさわっており、患者さんにご迷惑をおかけしていたと思いますが、七月一日から婦人科医長として、福田鉄夫医師が就任いたしました。

福田医師は、三十四年に東北大学を卒業し、医学博士の学位を有しております。

みなさんの駐車場完成

自動車の激増に伴い、どこでも駐車場の不足に頭を悩ましております。当病院でもこの例に漏れず、病院前の駐車場だけでは不足してまいりました。

このため病院では、これの緩和策として、西側の空地約七〇〇平方メートルを駐車場にすることに決め、四月からその工事を進めてまいりましたが、このほどその工事が完成いたしました。

この駐車場は一部屋根つきで、中央には築山を配したもので、約三十台の駐車が可能であります。

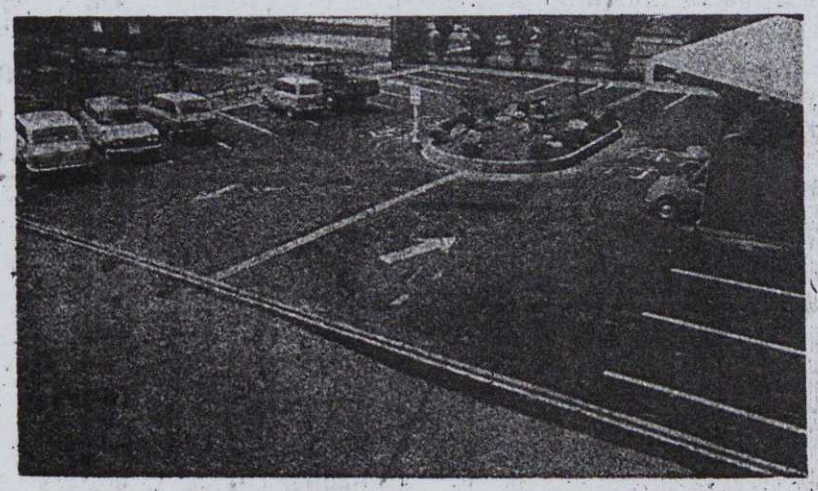

（市立病院西側に完成した駐車場）

面会時間　短い時間で

入院している人を見舞う場合は患者さんのことも考えて面会時間中に、短い時間で済ませましょう。

午後七時以後の面会は、患者さんにもまた同室の人にも療養上好ましいことではありませんから、絶対に避けてください。

また、面会の際は病棟の看護婦にお申し出ください。

⊙面会時間

平日は午後一時から七時まで

休日は午前九時から午後七時までです。

なお、結核病棟の場合、午後一時から三時まで安静時間となっていますから、この間は面会できません。

初めて診察　必ず保険証

初めて診療を受けようとするときは、必ず保険証を持参しましょう。

保険証がないと保険料金ではなく、一般料金となりますから保険証は必ず持参してください。

また、加入保険の異動、たとえば国民健康保険から健康保険に替えるような場合も、受付窓口に保険証を提出してください。

運転手が事故を起こした時の責任は？

（交通相談）

〔問〕運転者がひとたび交通事故を起こすと、どういう責任を負わなければならないか。

〔答〕自動車の運転手が交通事故を起こすと、通常次の三つの責任を負わなければなりません。すなわち同一の事故に対して、三方面からそれぞれ責任を追及されます。

◆民事責任

被害者に対する損害賠償の責任が発生しますが、その場合のなかには、治療費などのように実際に支出したもの、将来得べかりし利益（生存していたら、ケガをさせられなかったら得られたはずの収入）の喪失、および精神的苦痛に対する慰謝料などの損害が含まれます。

この民事責任は、実際に事故を起こした運転者にかかるばかりでなく、その運転者を雇用していた会社や雇主なども、その使用者として使用者責任を負わされます。

現在これらの責任を免れることは、実際上は不可能に近いといってよいでしょう。

◆刑事責任

自動車事故によって人を死亡させたり、負傷させたりしますと、通常業務上過失致死または業務上過失致傷罪という罪に問われ、禁錮三年以下または五万円以下の罰金に処せられます。もちろん運転者に全く過失がなければ無罪となって、刑事責任を問われることはありません。

実際上は、運転者側に全く過失のないような事件はめったにありません。

また、人身事故を起こした運転者が無免許、酒酔であったり、ひきにげなどしますと、業務上過失致死（傷）罪のほか道路交通法違反となり、また故意があったとした場合傷害致死罪、保護責任遺棄罪などによって起訴されることがあります。

◆行政上の責任

これは刑罰でなく、一般に行政処分と呼ばれるもので、管轄地の公安委員会がこれを扱っています。

行政処分では、免許の取り消しまたは停止をするのですが、その基準は改正のつど厳格になってきています。

なお加害者の側には、示談をすれば一切の責任を免れると考えている人がいるようですが、それはたいへんな考えちがいです。

示談によって法の追及を免れるのは、民事上の責任、つまり損害賠償の責任だけであって、それも示談の進め方や内容が妥当な場合です。

刑事上および行政上の責任は、示談したからといって、それだけで免れることはできません。

赤電話を希望の人は

今すぐ申込みを

電話局では、昭和四十二年度中に架設する赤電話の候補地を検討中です。

架設の条件は次のとおりで、現場を調査のうえ順次取り付けてまいります。

○利用回数が一日十五回以上あると見込まれること。

○煙草屋、菓子屋、八百屋さんなどおおぜいの人が出入りし、常時留守番がいること。

○取り付け費用は不要、取り付け後は利用度に応じて手数料をお支払いします。

○利用度が少ないところは撤去することがあります。

○申し込みは適当な用紙に、お宅の附近の略図を記入のうえ、電柱（電話局）の番号と、近所の加入者の電話番号を調べ、電話局の窓口までおいでください

日曜在宅医

第一日曜日（九日）
◇内科小児科　神谷医院　電二五一八
◇外科　林医院　電三九一一
◇産婦人科　松永産院　電三五一七
◇眼科　高坂医院　電七六一八
第二日曜日（一六日）
◇内科小児科　畠山医院　電三六四七
◇外科　松浦医院　電三六二五
◇産婦人科　斯波医院　電三〇八三
◇眼科　大坪眼科江　電二六、八〇〇円
第三日曜日（十六日）
◇内科小児科　金原医院　電四三〇八
◇外科　鈴木医院　電三三七〇
◇産婦人科　堀口医院　電三九三一
◇眼科　松浦医院　電三六二五
第四日曜日・（二三日）
◇内科小児科　山下医院　電二七三一
第二区三七金　一六、八〇〇円
第五日曜日（三十日）
◇内科小児科　本荘医院　電二五八五
水田医院　電二〇八〇
◇外科　田淵医院　電三二六五
◇産婦人科　八木医院　電一〇三八
（但し緊急患者に限る）
在宅時間
午前八時から
午後五時まで

かくれた善意

本紙先月号記事中、二面の給水工事指定工事店欄に片岡ポンプ店がもれていましたので、付け加えます。

また三面県政モニター決るの記事中見原蕉とあるを見崎蕉さんの誤りでありますので、訂正しお詫び申し上げます。

担当者

納税通知書の印刷訂正について

昭和四十二年度全期分市民税、県民税納税通知書兼領収書の裏面「市民税、県民税の賦課の根拠となる法律及び条例」の第五項中

「税額一〇〇〇円について」とあるは誤りで

「税額一〇〇円について」と訂正ください。

税務課

市役所の電話

代表	⑧—8111
務課	⑧—7407
民課	⑧—9610
務課	⑧—9614
道課	⑧—6111
設課	⑧—7414
計画課	⑧—7409
市民生活課	⑧—7408
街衆事務局	⑧—2835
会事務局	⑧—5740
育事病院	⑧—4176
立防署	⑧—4188
大総務課	
市税課	
水課	
建課	
都課	
公課	
議課	
教育課	
市立病院	
消防	

お知らせコーナー

国をささえる若い力　自衛官募集

専門技術修得ができる

◇身分と待遇

自衛官は特別職の国家公務員で初任給は一万五千百円で、衣食住は無料、ボーナスその他の各種手当があります。

◇特典・進路

自衛隊では自分の希望、適性などによっていろいろな技術の修得ができます。

この技術の修得によって退官後も有利な条件で就職することができます。

◇応募資格

満十八才～二十五才未満の男子に限られます。（来春高校卒業見込みの人でも結構です。）

◇志願の受付け

市民課または自衛隊静岡地方連絡部へ